

J R 東海労申第 2 3 号  
2 0 1 9 年 1 月 4 日

東海旅客鉄道株式会社  
代表取締役社長 金子 慎 殿

J R 東海労働組合  
中央執行委員長 木下 和樹

### 労働時間法制の見直しに関する団体交渉開催の申し入れ

6 月 29 日、参院本会議で働き方改革関連法が可決・成立した。その中で労働基準法等が改正され、2019 年 4 月 1 日から施行されることとなった。これにより使用者は、年次有給休暇の日数が 10 日以上の労働者に対して、5 日を時季指定して与えることや、労働時間の客観的な把握などが義務づけられた。これら「労働時間法制の見直し」に関して、下記のとおり申し入れるので団体交渉を開催すること。

#### 記

1. 労働基準法第 39 条に「年に 10 日以上の有給休暇の権利を付与した労働者に対し、そのうち 5 日間は基準日から 1 年以内に、労働者ごとに時季を定めて取得させなければならない」と追加されたが、会社は具体的にどのように取り扱うことを検討しているのか明らかにすること。
2. 会社は、企業側が休暇取得日を指定することのできる「年次有給休暇の計画的付与制度」等の実施を検討しているのかどうか明らかにすること。
3. 勤務間インターバル制度について、会社の考え方を明らかにすること。
4. 月 60 時間を超える時間外労働における割増賃金率引き上げについて、会社の考え方を明らかにすること。
5. 労働時間の客観的な把握について、会社は具体的にどのように把握することを検討しているのか明らかにすること。
6. フレックスタイム制の拡充について、会社の考え方を明らかにすること。
7. 高度プロフェッショナル制度について、会社における対象者および健康確保措置など、どのように検討しているのか明らかにすること。

8. 産業医・産業保健機能の強化について、具体的な整備の内容を明らかにすること。

以上